

青森県報

第三千三百九十三号

平成二十三年
五月三十日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
- 土地収用法による収用の手続の開始……………(監理課) ……二

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二

告 示

青森県告示第四百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者
株式会社朝日介護	黒石市大町一丁目一八	
訪問介護	訪問介護事業所朝日	居宅サービスの種類
黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	居宅サービス事業を行う所
平成三〇六一		指定期日

青森県告示第四百七十八号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者
株式会社朝日介護	黒石市大町一丁目一八	
介護予防	訪問介護	介護予防サービスの種類
黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	介護予防サービス事業を行う事業所
平成三〇六一		指定期日

二の表大畑町区域の項を次のように改める。

大畑町区域 大畑町漁業協同組合の地区	1 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
うち甲の地区 うむつ市大畑町八幡湯坂 湯坂下、孫次郎間、大畑 道、二枚橋、釣屋浜、木 野部、佐助川、赤川、涌 館、高橋川、小目名村、 小目名家ノ下、奈良ノ木 平、添木及び袋石の区域	2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業 3 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業 4 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業 5 総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業 6 底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業 7 底建網漁業といかつり漁業以外の漁業を併せ営む漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業 8 総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業 9 底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
うち乙の地域 甲の地区を除く区域	

二の表三厩村区域の項を次のように改める。

三厩村区域 三厩村漁業協同組合の地区	1 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業 3 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
-----------------------	---

青森県告示第四百七十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 収用の手続の開始

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 収用の手続の開始に係る事業の種類

一級河川岩木川水系若木川津軽ダム建設工事

3 収用の手続の開始をする土地

青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字鬼川辺並びに大字川原平字大沢、字宮元、字福岡、字大川添、字大川添地先国有林野及び字川原沢地内
二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所
西目屋村役場

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、新法師地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年五月三十一日から同年六月二十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十三年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

の七の二六八三 一の五三の八の三 地一の一の八の三 先部一、七、八、 及部、二、三、四、 び二、三、三、八、 三三三三三、五、 の六の三、の五、 八、の二、の、 字一三三、一、 前部、四、部、 ノ四、前、八、 沢二二二、二、 三三三三三、八、 三三三三三、の	開 発 区 域 （ 工 区 ） に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
一 三 戸 郡 南 部 町 大 字 吉 米 地 字 下 宿 三 三 の 三 三 の 南 部 町	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 （ 名 称 ）

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭